

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 28 年 11 月 16 日

豊後大野市長 橋本 祐輔

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

朝地町北平地区（更新）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 10 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

【経営体数】

法人	1 経営体
個人	1 経営体（新規 1）
集落営農（任意組織）	組 織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・中心経営体となる集落内の法人を中心に、新規就農者の雇用など後継者確保を目指し、経営作物をWCS・飼料用米・水稲・施設園芸作物葉ボタン、生産技術、定住環境づくりのフォローアップ体制を地域をあげて構築する。
- ・中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、協力できる範囲で中心となる経営体に協力する。
- ・品評会出品のため水稲の品質向上を目指し高付加価値化を図る。